

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙 15)

現 行	改正案
<p>V－3－1－4 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ (新設)</u></p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて把握された取引時確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第 20 条第 1 項の規定に基づく報告書を徴収することにより、振替機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、振替機関に対し、振替法第 21 条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときは、振替法第 22 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする。</p> <p>(注) 取引時確認の取扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置を執ることができるに留意する。</p>	<p>V－3－1－4 取引時確認、疑わしい取引の届出</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。) 記載の措置を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(注) リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u></p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて把握された取引時確認、疑わしい取引の届出、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第 20 条第 1 項の規定に基づく報告書を徴収することにより、振替機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、振替機関に対し、振替法第 21 条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときは、振替法第 22 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする。</p> <p>(注) 取引時確認の取扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置を執ることができることに留意する。</p>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

(別紙 15)

現 行	改正案
(以下略)	(以下略)